

事業所評価加算に関する厚生労働省の基準

- 1 定員利用・人員基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出て選択的サービス（運動器機能向上サービス、栄養改善サービス、口腔機能向上サービスのいずれか）を行っていること。
- 2 評価対象期間における介護予防通所介護事業所又は介護予防通所リハビリテーション事業所の利用実人員数が10名以上であること。

<評価対象期間>

加算を算定する年度の初日の属する年の前年の1月1日～12月31日までの期間

- 3 以下の式により算出した結果が0.6以上であること。

$$\frac{\text{評価対象期間内に選択的サービスを利用した者の数}}{\text{評価対象期間内に介護予防通所介護又は介護予防通所リハビリテーションを利用した者の数}}$$

- 4 以下の式により算出した結果が0.7以上であること。

$$\frac{\text{要支援状態区分の維持者数} + \text{改善者数} \times 2}{\text{評価対象期間内に選択的サービスを3月以上利用し、その後更新・変更認定を受けた者の数}}$$